

会 議 録

会 議 の 名 称	第 8 回 和光市廃棄物減量等推進審議会
開 催 日 時	令和 5 年 8 月 7 日（月）13 時 30 分～
開 催 場 所	和光市役所 6 階 602 会議室
出 席 者	【事務局】 福島市民環境部次長兼環境課長、広瀬統括主査 【1 号委員】 一ノ瀬 大輔（立教大学 経済学部 経済政策学科 准教授） 永吉 雄一（埼玉県西部環境管理事務所 担当部長） 【2 号委員】 志村 浩明（朝霞地区四市廃棄物処理協会 会長） 西山 博敏（和光市商工会） 富澤 勝（和光市自治会連合会 事務局長） 阿部 なつみ（和光市美化推進委員） 萩原 三枝子（和光市くらしの会） 【3 号委員】 小林 貴博（市民公募）
欠 席 者	【1 号委員】 芳野 雅廣（埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会 連絡会 副会長） 【3 号委員】 東海林 朝子（市民公募）

会 議 内 容	(1) 令和4年度のごみ処理状況について (2) 今後の和光市廃棄物減量等推進審議会のあり方について (3) その他	
会 議 資 料	資料1 令和4年度のごみ処理状況と各年度の比較 資料2 令和4年度における第6次計画ごみ減量化目標達成状況と各年度の比較 資料3 今後の和光市廃棄物減量等推進審議会のあり方について	
会 議 録 の 作 成 の 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法：会長決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴人 0 名	
審 議 内 容 （ 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 ）		
【開会】 （事務局挨拶：福島課長） 【連絡事項】 【本議会の運営について】 （事務局説明：福島） 条例第6条で、委員の過半数以上が出席できなければ会議を開くことができないが、本日芳野委員、東海林委員を除く8名の委員が出席しており、会議は成立している。 【傍聴希望者の入室】 0 名 【次第（1）】 次第（1）令和4年度のごみ処理状況について （事務局説明：広瀬） 資料1、資料2に基づいて事務局説明 『各委員からの意見なし』		

【次第（２）】

次第（２）今後の和光市廃棄物減量等推進審議会のあり方について

（事務局説明：広瀬）

資料３に基づいて事務局説明

（永吉委員）

この審議会は条例に基づいて運営されていると思いますが、その条例での規定では審議회를常設にするとか有事がある場合に設置するとかの規定はあるのでしょうか。

（事務局）

条例では審議회를常設にするしないの規定はございません。隣の朝霞市等と比べても条例が特に変わっている点はありませんが、現状として朝霞市は審議会は常設となっていて、和光市は常設ではないという状況となっています。

（小林委員）

資料では近隣市の状況で朝霞市と志木市では審議会在常設されていて、審議会常設のデメリットでゴミ減量化や資源化が進んでいない自治体では平時はあまり議題がないとなっていますが、朝霞市や志木市ではゴミ減量化が進んでいないのか。また常設されている朝霞市や志木市では普段どのような議論がされているのか。

（事務局）

朝霞市や志木市がゴミ減量化が進んでいないという状況ではないのですが、資料で新座市がありますが、新座市は令和元年度まで審議会が設置されていて、確認したところゴミ減量化がある程度進んだということで審議会を設置しない方向となったと聞いておりまして、資料にデメリットとして載せさせていただきました。

ゴミ減量化というのはどこの自治体でも課題だと思いますので、常設する、常設しないに係わらず、和光市では審議会を設置していくべきだと考えております。

（富澤委員）

これからゴミ処理広域化で朝霞市と同じ施設でゴミ処理するとなると、朝霞市と同じような方策でやっていかなければならないと思うが、朝霞市と協議する会議というのはあるのか。

（事務局）

既に朝霞市、和光市、朝霞和光資源循環組合の担当職員が顔を合わせて勉強会という形で会議を行っていますので、朝霞市の審議会に提案されたことを和光市と循環組合に共有することはできます。また、市民の意見を聞くべきことは、審議会に諮るということになりますが、和光市のごみの現状をみると、家庭ゴミはリサイクルの意識が浸透してきたことにより、これ以上の減量が期待できない状況になっております。

減量化目標を達成するためには、年々増え続けている事業系ゴミの削減が必要な

のは明らかであることから、ごみの多量排出事業者などに対して、市のほうから適正排出の助言や指導を行ってまいりますので、事務局としては審議会を常設にする必要はないと考えています。

(富澤委員)

朝霞市でいろいろ意見があった時に、市民の合意が必要な時には審議会を設置していこうと、その方がオープンではないかということですか。

(事務局)

市と市で取り組めるところは市で行って、市民の皆様の意見を伺わなければならないときには、迅速に審議会を設置していきたいと考えております。

【次第（３）】 その他

（事務局説明：広瀬）

- ・ 審議会委員の任期 令和５年８月２５日まで
- ・ 令和１０年度からのごみ広域処理施設稼働に向け第６次計画の施策を推進して円滑に新施設に移行できるようにしていきたい。

『各委員からの意見なし』

【閉会】